

○雲南市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱

平成19年12月21日

告示第234号

改正 平成25年3月28日告示第100号

(目的)

第1条 雲南市地域活動支援センターⅢ型事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第4号に規定する事業を実施し、法第4条に規定する障害者等(以下「障害者等」という。)の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 地域活動支援センターへの通所により実施する事業で、障害者等のために創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等必要な支援を行うものとする。

(職員の配置)

第3条 事業に係る職員の配置は、2名以上の職員を配置し、うち1名は専任とし、1名以上を常勤とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(事業の委託)

第5条 市長は、この告示の目的を達成するため、事業を社会福祉法人等(法人格を有する団体をいう。以下同じ。)に委託することができる。

(委託を受けた者の責務)

第6条 前条の規定により委託を受けた社会福祉法人等(以下「委託事業者」という。)は、この告示の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実績報告)

第7条 委託事業者は、委託期間が満了したときは、所定の事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(利用料)

第8条 利用料は、無料とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第100号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。